

令和2年度 事業計画

[1] 公益目的事業

公1 健康増進事業

当事業は、医道の高揚と歯科医学の進歩発達と公衆衛生の啓発を行ない、且つ歯科医療の推進とその人材の確保を図ることにより生涯に渡る口腔衛生の維持向上をもって茨城県民の健康増進に寄与することを目的としている。本会の事業の中で、公益目的事業に分類される事業は全て茨城県民の健康と福祉の増進を目指すことを最終目的とした事業となっていることから、公益目的事業を健康増進事業として一つの事業にまとめている。令和2年度の事業計画は以下の通りである。

1. 学術振興事業

歯科医師を主な対象として、県民の健康増進に寄与することを目的に、学術にかかわる(1)から(8)の各種研修を行なうことにより、歯科医療及び保健の知識と技術の向上を図る。

(1) 歯科医学会

本会の主催の学会であり、歯科関係者のみならず一般県民を対象とした開かれた学会として、特別講演、講演、シンポジウム、研修会、一般口演、ポスター発表、テーブルクリニックを実施し、歯科医学の進歩による県民の歯科医療向上と歯科保健普及を図る。令和2年度は、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、一般県民を対象として年1回の開催を予定し、参加者は約1千名を見込んでいる。

(2) 学術シンポジウム

歯科医師を対象として最新の歯科医療技術に関する研修を行い、最新歯科医療を県民に提供できる技術の習得と環境整備を行う。令和2年度は、年1回の開催を予定し、受講者は約100名を見込んでいる。

(3) 日歯生涯研修セミナー

歯科医療関係者を対象として日本歯科医師会との共催で生涯研修セミナーを行い、歯科医療と歯科保健の向上を図る。令和2年度は、年2回(うち1回はサテライト講習)の開催を予定し、受講者は約240名を見込んでいる。

(4) 学校歯科医基礎研修会

学校歯科医を対象として幼稚園・学校の歯科保健向上による健康増進を目的に、校医としての技術および知識向上を目指した研修プログラムを実施する。研修内容は学校歯科保健関係法令、検診方法、保健教育・保健指導方法、児童虐待への対応、学校管理下での外傷への対応等とする。令和 2 年度は、年 1 回の開催を予定し、受講者は約 100 名を見込んでいる。

(5) 医療保険制度研修事業

医療関係者を対象として県民の歯科医療、介護の向上による健康増進に寄与することを目的に、社会保険、介護保険の研究及び知識習得のための研修会、協議会、及び指導を実施する。令和 2 年度は、介護保険に関する講習会については年 3 回、社会保険に関する講習会・研修会については年 15 回程度の開催を予定し、受講者はそれぞれ約 300 名、約 980 名を見込んでいる。

(6) 全国諸会議参加

県民の健康増進に寄与することを目的に、学術、社会保険、地域医療、学校保健、警察歯科等の全国諸会議へ参加し、広報誌、ホームページを通じてその情報、知見を学校保健、歯科保健関係者に伝達する。令和 2 年度は、延約 50 名の本会役員及び委員会委員ならびに会員が年間約 20 回の出席を予定している。

(7) スポーツ歯科学の普及活動

歯科医師を対象として、スポーツでの外傷の予防に効果が確認されているマウスガード作成に関する事柄や、口腔外傷への対応、ドーピングに関する事柄の研修について、県民の健康の保持・増進に寄与することを目的に実施する。また、マウスガードの普及を目指したパンフレット作成及び学校関係団体への配布を行う。令和 2 年度は、本会が認定するいばらきスポーツデンティストの資格更新講習会については年 2 回、日本スポーツ歯科医学会公認マウスガード講習会については年 1 回の開催を予定しており、受講者はそれぞれ約 70 名、30 名を見込んでいる。

(8) 有病者歯科医療学会スキルアップセミナー

歯科医師を対象として有病者歯科医療実践に必要な知識と技能を習得することを目的に、実習を取り入れた研修を行う。令和 2 年度は、年 1 回の開催を予定し、受講者は約 30 名を見込んでいる。

2. 医療従事者研修事業

医療従事者を対象として、県民の健康増進に寄与することを目的に、歯科医療を支える歯科衛生士、助手等のスタッフの研修育成のため、以下の(1)から(3)の事業を行う。

(1) 日歯認定助手講習会

歯科医療に関心のある県民を対象として助手講習会を開催し、受講を受けた者に日本歯科医師会認定の乙種第一歯科助手認定を授与する。令和2年度は年8~10回の開催を予定し、受講者は約60名を見込んでいる。

(2) スタッフセミナー

歯科診療所に勤務するスタッフを対象として患者の接遇についての研修を行う。令和2年度は年2回の開催を予定し、受講者は約50名を見込んでいる。

(3) 無料職業紹介所と衛生士再教育プログラムの検討・行動

歯科医師、歯科医療技術者、歯科助手を対象として、県内の歯科医療スタッフの適切な充足を目指すために求人・求職案内を行なう。また、それを効果的に進めるために、休眠状態にある歯科衛生士を対象に衛生士再教育プログラムを実施し、再就職に向けた再教育の場を提供する。令和2年度は年5~10回の研修会開催を予定し、受講者は約40名を見込んでいる。

3. 防災・危機対策事業

歯科医師と茨城県警、茨城海上保安部及び行政との連携を図り、県民の健康増進に寄与することを目的に、県民の防災及び身元確認に繋がる(1)から(3)の事業を行う。

(1) 防災・危機管理事業

災害時における歯科医師会の役割及び組織系統の整備をまとめたマニュアルを作成し、被災県民の救護および衛生管理に使用する。本会会館を災害時の避難所として提供し、必要な備品・食糧の備蓄を行い、災害時における市民への避難所としての機能のみならず、心身の健康保持および感染予防を実施する。

(2) 警察歯科医協議会

茨城県警および茨城海上保安部と協定を締結し、災害時および身元不明遺体の身元確認への協力体制を構築し、以下の1から4を行う。

1. 茨城県警及び茨城海上保安部並びに本会関係者を対象とした研修会の開催
2. 各警察署における身元不明遺体の身元確認作業
3. 災害時に多数の身元不明者が発生した場合における本会挙げての身元確認作業
4. 警察歯科協議会の運営

令和2年度について、研修会は年1回の開催で、参加者は約100名を見込んでおり、身元確認作業については、警察歯科医約120名での対応を予定している。

(3) 災害避難所での歯科医師としての行動計画の策定及び訓練

大規模災害時の歯科医師の役割として、出動態勢の構築及び他団体との連携のもと避難所での歯科治療、口腔ケアに関する行動計画を策定するとともに、行政及び他団体との協定のもとに必要な講習、訓練等を実施する。行動計画の策定及び実施方法は、防災・危機対策事業担当が警察、行政等の関係機関との連携協議で行う。

4. 普及・啓発事業

県民・医療従事者を対象として、県民の健康増進に寄与することを目的に、以下の(1)から(22)の事業を行い、歯科保健知識の普及・啓発を図る。

(1) 母子保健関連事業

県内在住の満3歳から6歳の子とその親(母または父)を対象として、家族ぐるみの歯科保健の意識の向上と、幼児及び母親・父親の歯の口腔の健康の保持増進を図ることを目的に「親と子のよい歯のコンクール」を開催する。

(2) 高齢者対策事業

80歳以上で20本以上の自分の歯を有している県民を対象として、県民の生涯を通じた口腔保健の向上による健康の保持増進の普及啓発を目的に「高齢者よい歯のコンクール」を開催する。

(3) 歯科保健賞事業

保健所、市町村、教育委員会への依頼、本会ホームページ等により、県の歯科保健の向上に尽くされた個人・団体を募集し、県内における歯科保健活動の功績、今後に期待できる活動や波及効果等を協議して、県民の歯科保健の向上による健康増進に寄与することを目的に、歯科保健賞の表彰を行う。

(4) 県民歯科保健大会表彰

県民の歯科保健の意識向上を図ることを目的に、県民歯科保健大会を開催し、「歯科保健賞」「親と子のよい歯のコンクール」「高齢者よい歯のコンクール」「歯と口の健康に関するポスターコンクール」の各受賞者・団体に対して表彰を行い、受賞者のインタビューやポスターの展示も合わせて実施する。令和2年度の参加者は、約200名を見込んでいる。

(5) 食育関連事業

適切な食習慣と健全な口腔機能の維持向上について普及啓発を図るため、県民を対象に嚙む回数を増やすレシピを広く募集し、口腔保健の向上による健康増進を目的として「嚙むかむレシピコンテスト」を開催する。また、優秀作品は、本会歯科医学会の場で「嚙むかむレシピ賞」として表彰する。

(6) 産業口腔保健事業

事業所の従業員等を対象に、「健口（ケンコウ）・歯つらつ（ハツラツ）事業所出前教室」を開催し、各事業所における歯の健康づくりの取り組みの推進を図り、県民の健康増進に寄与することを目的として歯周病予防の正しい知識の普及と歯科保健の情報提供を行う。また、令和2年度は、前年度と同様に歯科特殊健康診断認定の追加講習会を開催する予定である。令和2年度は、事業所出前教室が年5回の開催を予定して受講者は約300名、歯科特殊健診研修会は年1回の開催を予定して、受講者は約60名を見込んでいる。

(7) 口腔機能健康測定事業

市町村からの委託を受け、地域の歯科医師会と連携して、40歳、50歳、60歳、70歳の節目検診対象者、その他一般市民を対象に市民の口腔衛生の向上による健康増進を目的とした口腔機能検査とその結果の説明を行う。また、歯周病についての正しい知識の普及と適切な治療や予防処置についての指導も行う。令和2年度の受診者は約60名を見込んでいる。

(8) 共済組合市町村検診事業

茨城県市町村職員共済組合からの委託を受け、節目検診として40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の共済加入組合員を対象に、口腔衛生の向上による健康増進を目的とした歯周疾患検診を行う。令和2年度の受診者は約620名を見込んでいる。

(9) 啓発普及ポスターリーフレット作成

妊娠期から乳幼児期、成人期の歯科保健、禁煙指導、口腔保健と生活習慣病等をテーマに、ポスターやリーフレットを作成し、県民の口腔衛生知識の普及による健康増進に寄与することを目的として、歯科医院、市町村、関係機関等へ配布を行う。また、歯科保健のイベントやブース出展の際、保健指導や情報提供にも活用する。

その他、同様の目的でパネルの作成も行い、各種イベント等へ無料で貸し出しを行う。

(10) 歯科保健普及事業

本会の8020・6424情報センターを中心として、県民の口腔衛生知識の向上による健康増進に寄与することを目的に、茨城県より下記①から⑤の普及事業の委託を受けて、県民を対象に実施する。

①フッ化物応用推進事業

むし歯予防に効果のあるフッ化物洗口の普及を図り、幼児期、学齢期の歯科保健の向上と、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、モデル保育所において、フッ化物の活用の効果についての情報提供、知識の普及とフッ化物洗口についての具体的な指導を行う。また、フッ化物洗口の導入と実施継続の支援も行う。令和2年度は年12回の実施を予定し、対象人数は約300名を見込んでいる。

② 歯科講座

保健・学校関係者、地域の健康づくり推進活動を行うボランティア等を対象に、生涯を通じた歯と口腔の健康づくり、口腔と全身の関わり等について、正しい知識の普及と歯科保健の意識の向上を図ることを目的に、8020・6424情報センターを拠点に、研修会を開催する。令和2年度は年15回の実施を予定し、対象人数は約350名を見込んでいる。

③ 事業所歯周病対策事業

生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、事業所衛生管理者等の職域担当者を対象に、職域における歯周病予防の意識向上を図り、従業員の歯科保健の向上を図ることを目的として歯周病予防に関する研修を行い、事業所における歯科保健対策の推進を図る。令和2年度は年5回の開催を予定し、県内事業所での歯科検診受診者は約200名を見込んでいる。

④ 心身障害者（児） 歯科予防講習会

心身障害者（児）の歯科保健の特性や口腔ケアの関わり方等について、関係者への歯科保健の知識の普及や口腔ケア技術の向上を図ることにより、心身障害者（児）の口腔の健康状態の維持改善を図るため、心身障害者（児）福祉施設、特別支援学校、歯科関係者を対象に口腔ケアの知識の普及や技術向上を図ることを目的とした講習会を開催する。令和2年度は年6回の開催を予定し、受講者は約200名を見込んでいる。

⑤ 歯科医院禁煙支援事業

喫煙が及ぼす口腔への影響についての正しい知識の普及と県民の禁煙を支援するため、「禁煙支援・相談歯科医院」の認証とホームページによる認証歯科医院の公開を行うとともに歯科医師、歯科衛生士、市町村・保健所関係者を対象に研修会を開催する。令和2年度は年1回の研修会開催を予定し、参加者は約50名を見込んでいる。また、認証歯科医院は約370件、認証歯科医院における支援・相談実施者は1,000名を見込んでいる。

(11) 生活習慣病歯科対策事業

① 講演会

歯周病と生活習慣病の関連について、知識の普及と意識の向上を図るとともに、県民への適切な歯科保健習慣の定着を図るため、医師、歯科医師が連携して生活習慣予防のための情報交換を行い、知識の習得と連携体制の構築を図る。令和2年度の受講者は、約50名を見込んでいる。

② 歯科保健指導

市町村や関係機関と連携して口腔機能健康測定モデル事業を実施し、県民自身が行う

セルフケアと、かかりつけ歯科医による定期的な専門的ケアの両立の重要性について普及啓発を図るとともに、適切な歯科受診を勧奨する。また、口腔保健と糖尿病やメタボリックシンドローム等の生活習慣病の関連について、正しい知識の普及を図る。令和2年度は年5回の実施を予定し、対象人数は約300名を見込んでいる。

(12) 歯と口の健康に関するポスターコンクール

県下小中学校の児童・生徒を対象に、県青少年の口腔保健に関する意識の向上を図ることにより、生涯に渡る口腔保健の向上による健康増進に寄与することを目的として、「歯と口の健康に関するポスター」を募集し、コンクールを開催する。また、最優秀作品(知事賞)は次年度の「歯と口の健康週間」のポスターにするなど、啓発媒体としても活用する。表彰は茨城県民歯科保健大会で行われ、選考結果は本会ホームページにも掲載する。

(13) 歯科医学会公開講座

県民を対象として、県民の歯科保健知識の向上による健康増進を目的に、茨城県歯科医学会の場において大学教授等を講師として招聘し、公開講座を開催する。令和2年度は年1回2講座を予定し、受講者は約200名を見込んでいる。

(14) 義歯刻銘事業共催

技工士会との共催により、高齢者の口腔衛生の向上による健康増進を目的として、高齢者の義歯の取り違えを未然に防ぐために、介護施設等において、義歯に無償で刻銘を行う。

(15) よい歯の学校表彰

県内小中学校・高等学校・特別支援学校の団体を対象として、「よい歯の学校表彰」を行う。この事業は、それぞれの世代で口腔衛生の向上を目指し、県青少年の健全な発育に寄与することを目的とするものであり、う蝕と歯周疾患の罹患状況及びそれらの予防指導、歯みがき指導、個別指導、学校保健委員会活動、教職員の研修状況等に関する調査を行って優秀校を選出し、表彰は茨城県学校保健・学校安全研究大会で行う。

(16) 口腔ケア講習会

医療介護関係者、一般県民を対象として、要介護者の口腔ケアの方法及び栄養管理の知識、技術の向上を図ることを目的に、講習会を開催する。令和2年度は年3回の開催を予定し、受講者は約210名を見込んでいる。

(17) 茨城県歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

施設等に入所・入院する要介護高齢者等を対象として、その状況に応じた支援を行うことにより、歯科保健医療サービスを受けることが困難な県民の口腔の健康保持を図ることを目的として、高齢者施設等10か所において口腔ケアの実施状況を把握し、適切な指導を行う。令和2年度は年10回の指導を予定し、対象人数は150名～200名程度を見込んでいる。

(18) 学校歯科保健研修会

県下の幼稚園、小中学校、高等学校の保健関係者、学校歯科医、歯科衛生士を対象として学校保健法における歯科保健に関するもの、歯科保健情報、歯科検診後の指導、児童虐待への歯科所見からの対応、学校管理下での口腔外傷への対応等についての研修を行う。

令和2年度は年1回の開催を予定し、受講者は約300名を見込んでいる。

(19) がん医科歯科連携講習会

歯科医師を対象に、がん患者の周術前・周術期・緩和ケアにおける口腔ケアの「質」の担保を目的とした講習会を開催する。令和2年度は、年2回（うち1回はDVD講習）の開催を予定し、受講者は1回で約50名を見込んでいる。

(20) 認知症対応力向上研修会

歯科医師、歯科衛生士を対象として、認知症への対応について、認知症支援体制構築の担い手として、症状の早期発見、かかりつけ医との連携、発見後の状況に応じた歯科医療・口腔管理等を適切に行うことのできる人材を育成することを目的に、患者とその家族を支えるために必要な基礎知識を習得するための研修会を行う。令和2年度は、年2回の開催を予定し、受講者は約200名を見込んでいる。

(21) 児童虐待早期発見事業

茨城県警察関係者、茨城海上保安部関係者、歯科医師、児童相談所関係者を対象に、児童虐待の早期発見のため、茨城県要保護児童地域協議会と連携して県内の児童虐待死の防止を目的とした研修会を開催する。令和2年度は、年1回の開催を予定している。

(22) 在宅歯科医療推進事業

在宅歯科医療を必要とする県民を対象に、県内全地域の要介護高齢者等に良質な歯科医師を届け、生活の質の維持と向上に繋げることを目的として、県内各地域で在宅歯科医療を行う診療所と連携協力して対応する在宅歯科医療連携室を運営する。

5. 情報発信事業

歯科医師及び県民を対象として、県民の健康増進に寄与することを目的に以下の(1)から(3)の歯科保健情報の発信を行う。

(1) 茨歯報IT事業

歯科保健向上に関心ある県民を対象に、県民の歯科保健向上による健康増進に寄与することを目的に、本会のホームページで、口腔衛生情報、口腔ケア情報、歯科医学情報と県歯科医療機関、(公社)茨城県歯科医師会口腔センターの案内、及び本会主催の各種コンクール、表彰事業案内等のコンテンツを掲載し、情報提供を行う。また、歯科医師向けには、

会員から地域住民への情報伝達を目的とした歯科医療関係情報の発信を、学校歯科保健関係者向けには、学校保健安全教育に積極的に寄与することを目的として、学校歯科検診並びに事後措置のあり方、児童虐待への対処等の情報提供を行う。その他、効率的な歯科医療の普及と情報取得を目的として、IT技術の利用等に関する研究と会員への指導を行う。

(2) 広報発行事業

会員等を講読対象として、広報を通じ県民への歯科医療及び医療保険、介護保険の正しい運用により健康の保持・増進に寄与することを目的に、広報誌を毎月発行して配布する。広報誌は、予算決算報告、本会事業の案内、各種研修会等の研修内容の紹介を主たるコンテンツとし、内容は、一般県民向けに本会ホームページにも掲載する。

(3) 新聞紙面情報発信事業

県民向けに日刊の新聞紙面を利用して、県民の歯科保健知識向上による健康増進に寄与すること目的として歯科保健の向上に関わる情報の発信を行う。更に、NHK デジタル放送による歯科保健情報の発信も実施する。

6. 相談・助言事業

県民及び関係団体を対象として、県民の健康増進に寄与することを目的に、歯科に関連する以下の(1)(2)の相談・助言を行う。

(1) 医療相談事業

県民を対象として、県民への正しい歯科医療及び保険医療に関する知識提供による健康の保持・増進に寄与することを目的に、定期的には毎月2回(第1第3木曜日)、その他随時、歯科医療および社会保険に関する電話による相談事業を行う。

(2) 歯科保健相談事業

市町村、学校、事業所、関係団体からの歯科保健事業に関する相談、および一般県民からの歯科保健に関する相談について、県民の歯科保健向上による健康増進に寄与することを目的に、8020・6424 情報センター及び電話にて、随時応える相談事業を行う。

7. 関係団体補助事業

歯科医療に関係する団体を対象として、県民の健康増進に寄与することを目的に、以下の(1)の補助事業を行う。

(1) 歯科医療関係団体補助

歯科医療に関係する団体の事業に対して、県民の健康増進に寄与することを目的に、資金的助成を行う。

8. 茨城歯科専門学校事業

県民の健康増進に寄与することを目的に、歯科専門学校事業を通して歯科医療を支える歯科医療技術者の養成を行う。

令和2年度は、歯科衛生士科（3年制で1学年定員50名）歯科技工士科（2年制で1学年定員20名）の学生に対して、専門的資格を備えた専任講師10名、非常勤講師68名が厚生労働省の定めた基準に則った組織及びカリキュラムで教育を実施する。卒業生は県内で歯科保健、歯科医療に従事する。

9. 障害者歯科治療センター事業

県民の健康増進に寄与することを目的に、一般歯科診療所では対応が困難な身体障害者の歯科治療を行う。水戸市・土浦市の口腔センターにおいて、専任の歯科医師、歯科衛生士が施設、在宅の障害者の歯科治療及び口腔衛生管理を実施する。

同施設では、通常の診療に加えて、集中治療の必要がある場合や恐怖心や不安感が強く、歯科治療が安全に行えない場合などの時に、精神及び肉体的負担軽減と短期集中的治療を目的とした日帰り全身麻酔法や静脈内鎮静法を利用した治療を行う。

[2] 収益事業

収1 賃貸事業

本会が所有する茨歯会館の一部を関係団体等に貸与する。その他茨歯会館を原則的に本会の使用予定がない時において、外部団体等からの使用の依頼があった場合に、会館管理費を徴収し、貸与を行う。

収2 物品販売等事業

口腔センター内の歯ブラシ等の販売、茨城県歯科医学会デンタルショーにおける出展業者からの展示料・広告料の徴収、自動販売機の設置等を行う。

[3] その他の事業

他1 労働保険事業

会員（事業主）の委託を受けて、事業主として処理すべき労働保険事務及び一般拠出金事務処理を行う。

他2 相互扶助事業

会員同士の相互扶助の観点から、会員間の親睦を深めるために、レクリエーション、ソフトボール・ゴルフ大会の開催や趣味の会の育成に対し補助を行う。また、一定の年齢と在会年数の条件を満たした会員に対しては、長期に渡る事業継続の努力に対して敬意を表して記念品を贈呈し、その他、長期に渡り継続勤務した職員に対しても、同事業にて表彰を行う。

その他、会員と患者の医事紛争回避のために話し合いの機会を設けて、紛争に至った場合にはその解決の補助を行う事業や、会員に対して歯科医院で活用可能な公的助成金の受給に関する講習会を開催し、歯科医院の安定した経営を支援する事業も行う。